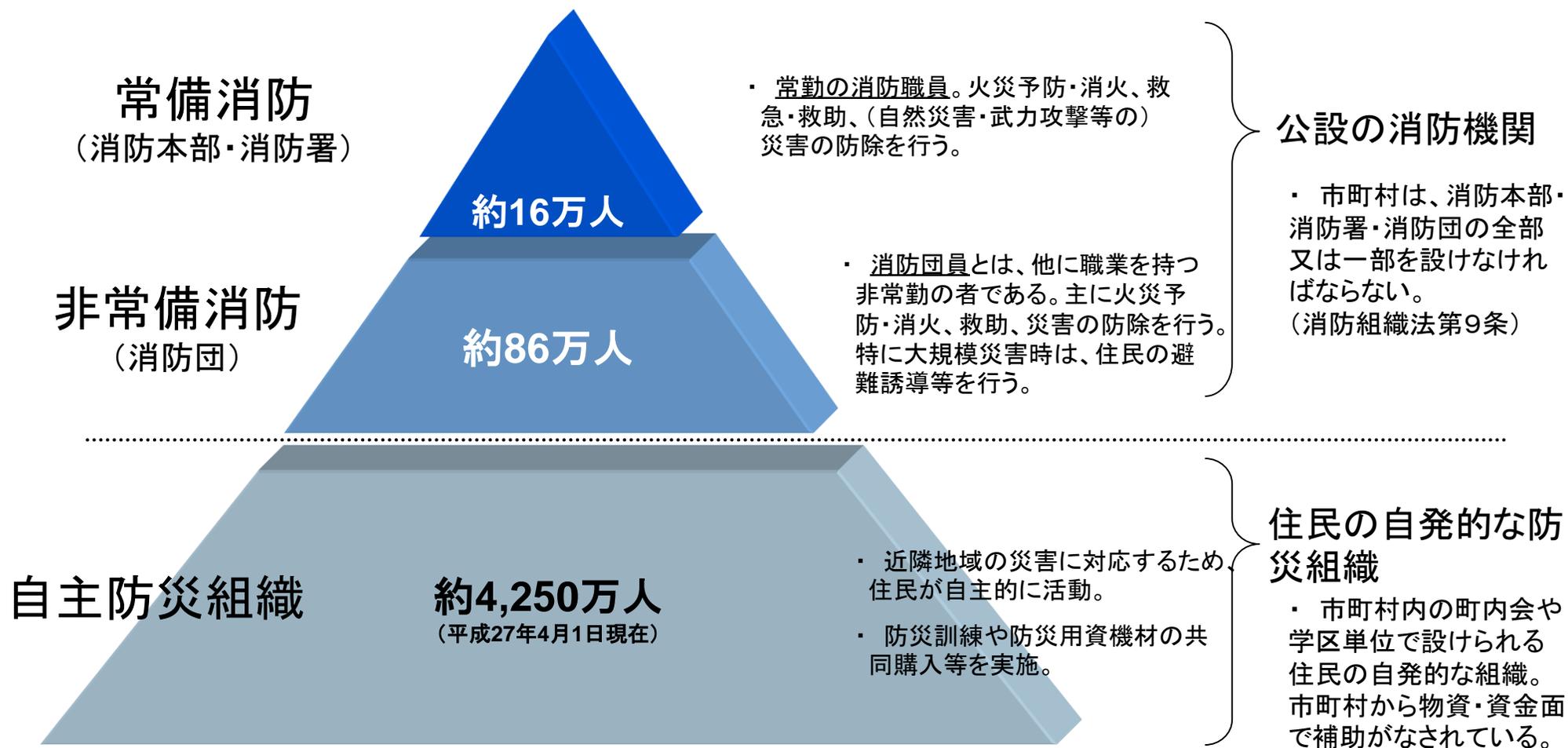


# 1 日本の消防体制について

# 日本の消防組織の概要

## 市町村消防の原則

- 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。(消防組織法第6条)



# 市町村の消防組織

平成27年4月1日現在

## 【常備消防】

常備化率は市町村数で98.2%（平成27年4月1日現在）。人口の99.9%は常備消防によってカバーされている。

## 【非常備消防】

ほとんど全ての市町村におかれている。

市町村長

750本部

消防本部

- ・ 消防組織法に基づき、各市町村又は複数市町村で構成される一部事務組合が設ける
- ・ 市町村の消防事務（消防に係る企画立案、人事、予算、庶務など）を統轄する

消防団 2,208団

- ・ 消防組織法に基づき、市町村ごとに設けられる
- ・ 火災の警戒、鎮圧、災害の防除等の活動を行う

1,709署

消防署

- ・ 人口規模等に応じ、消防本部のもとに設置
- ・ 火災の予防、警戒、鎮圧、救急、救助、災害の防除等消防防災活動の第一線を担う

分団 22,549分団

- ・ 市町村の条例等により市町村内の地域ごとに設けられることが多い

3,145所

出張所

- ・ 消防署のもとに、より小規模な出張所が設けられることがある

### ※消防団員

- ・ 地方公務員法上の地方公務員（非常勤特別職）
- ・ メンバーである消防団員は、通常、各自の職業に就きながら平時の予防・防災活動や災害時の消防防災活動に従事

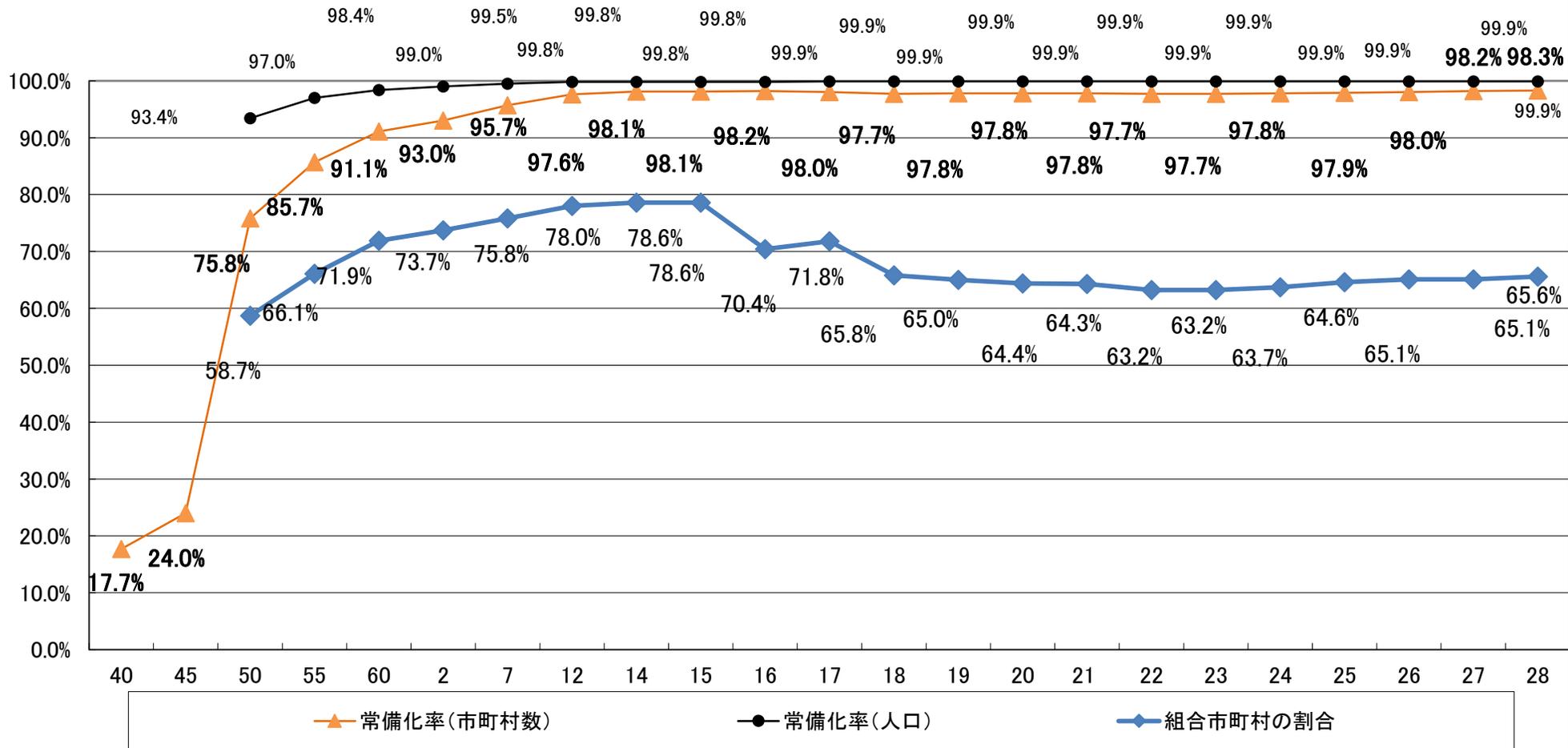
### ※消防職員

- ・ 常勤の一般職の地方公務員
- ・ 全国の消防職員数 162,124人

・ 全国の市町村に859,995人

# 消防体制の推移と現況

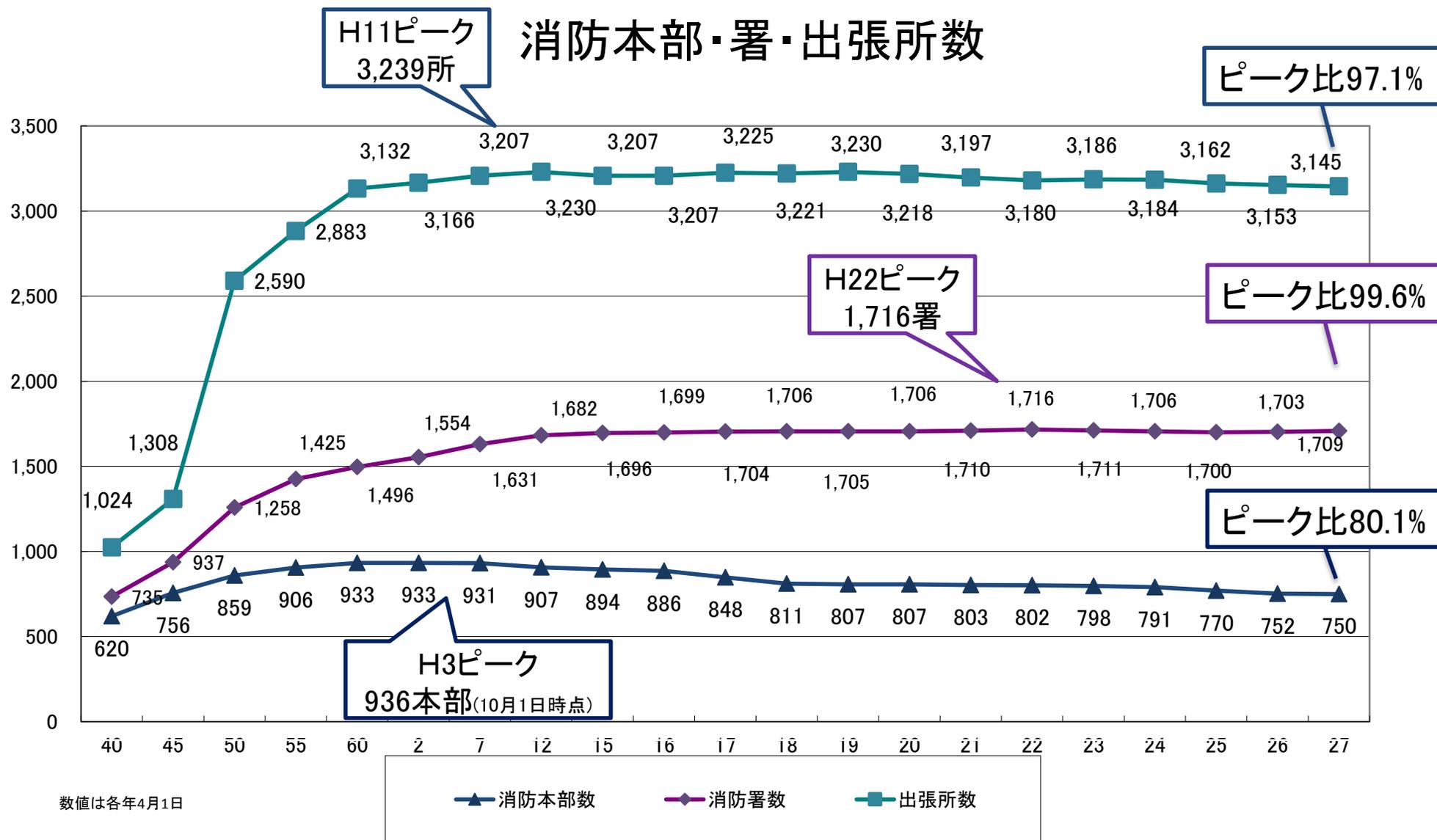
## (1) 消防の常備化の状況等



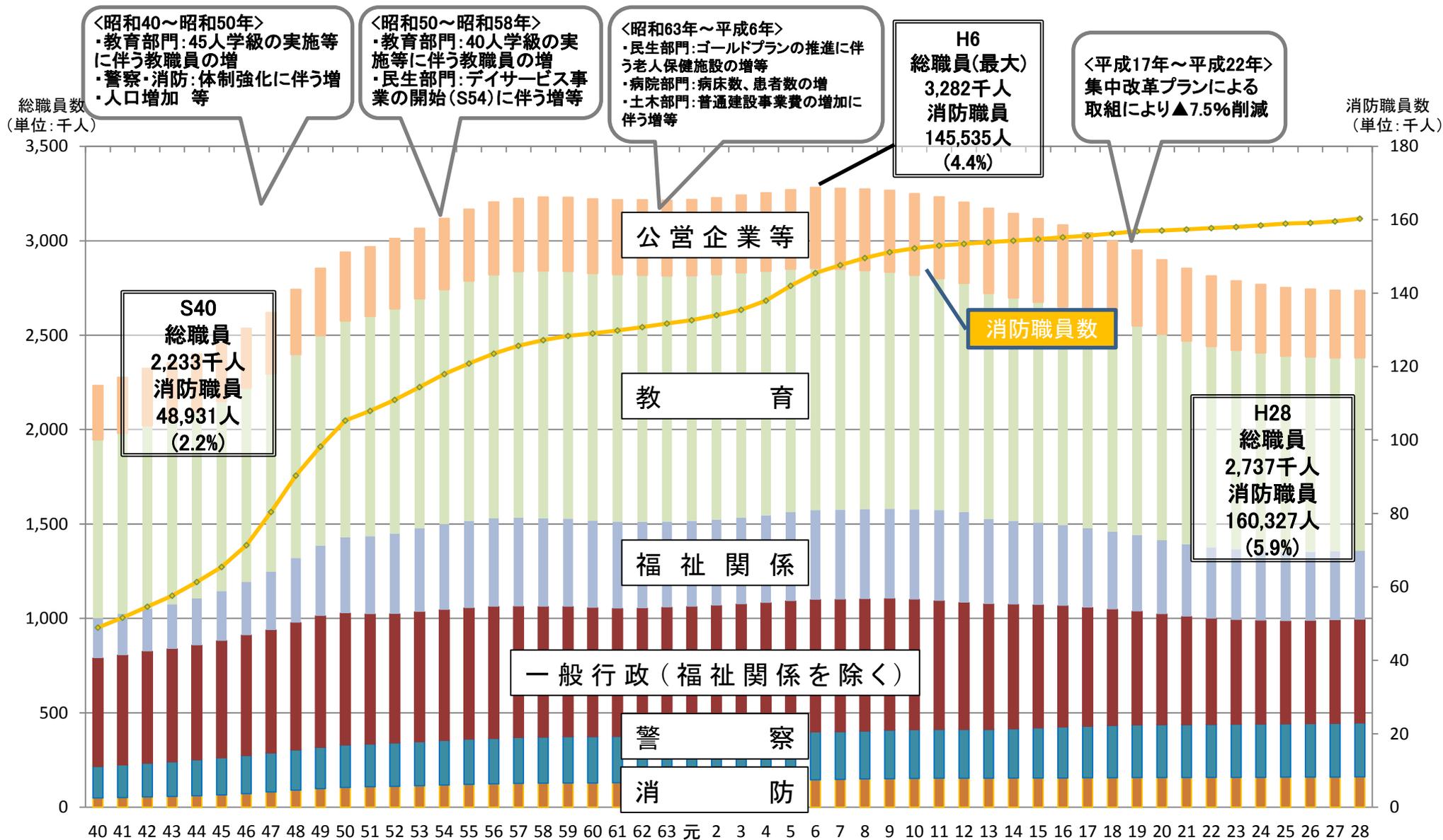
(注) 東京都特別区は1の市とみなして計上している。各年4月1日現在。以下同じ。

組合構成市町村数の割合: 組合構成市町村数 / 全市町村数

## (2) 市町村の消防組織の状況

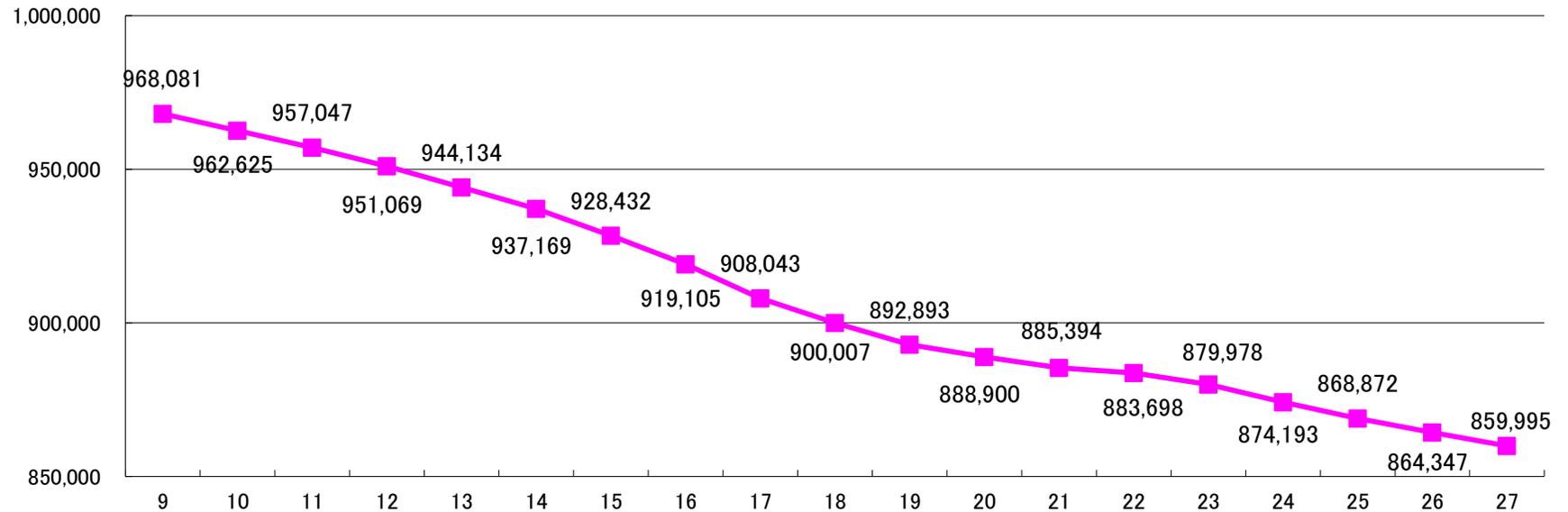


# 地方公共団体の総職員数の推移 (S40~H28)



※ 数値は各年4月1日現在(「地方公共団体定員管理調査」より)  
※ 本表の職員数は、非常勤職員及び臨時的任用職員を含んでいない。

## 消防団員数



※ 数字はいずれも各年4月1日

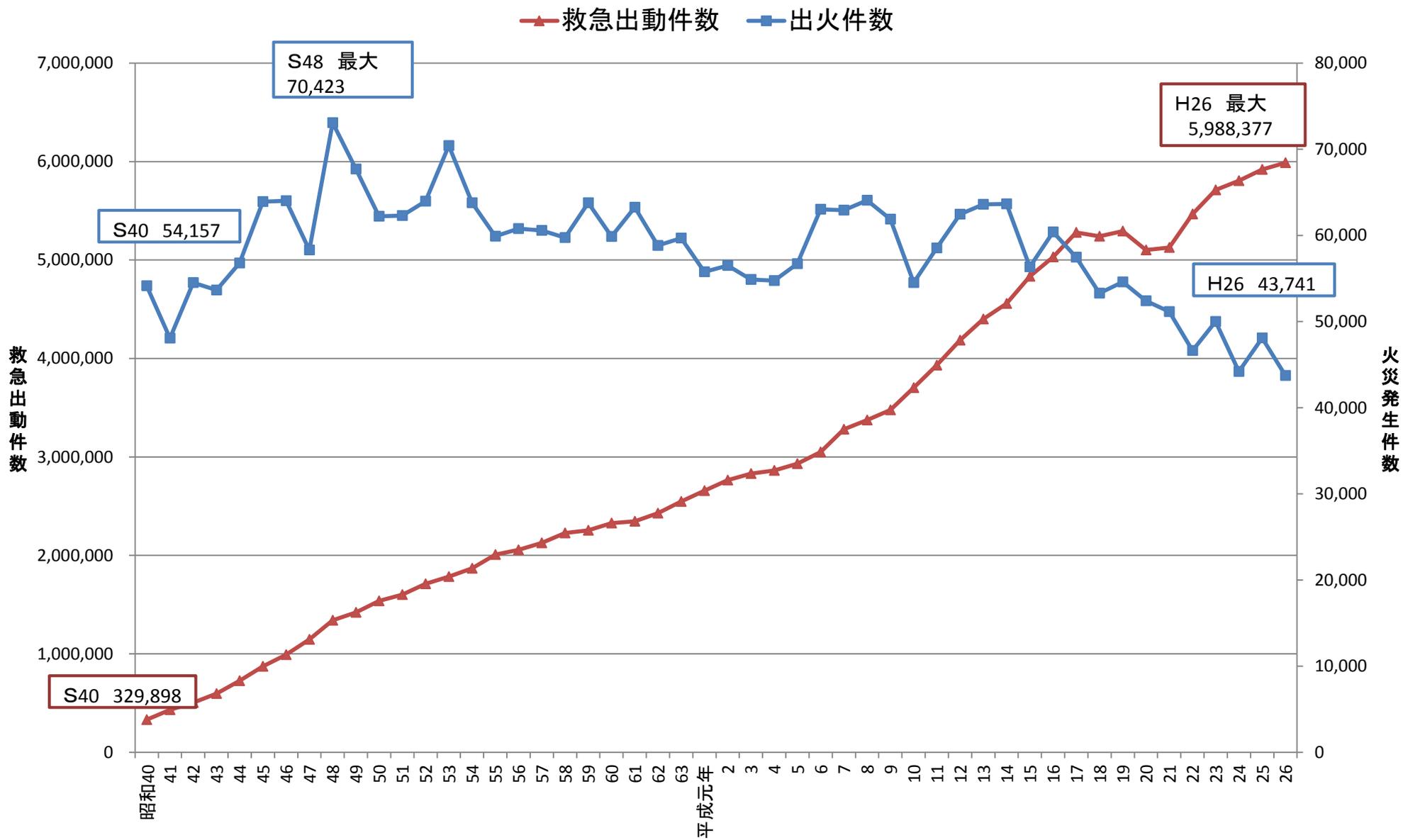
【平成24年データ】

・東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値(平成22年4月1日現在)により集計している。

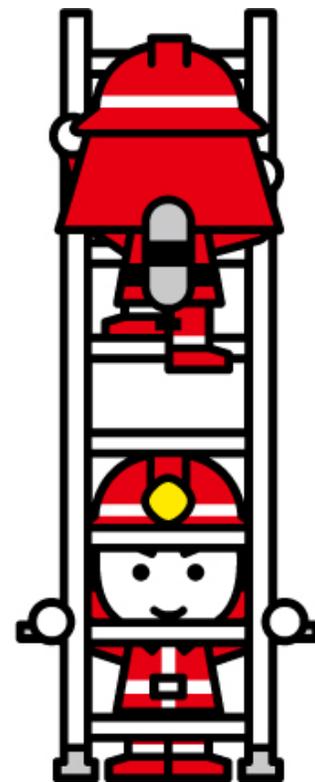
【平成23年データ】

・東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県のデータについては、前年数値(平成22年4月1日現在)により集計している。

# 火災及び救急件数の推移 (S40~H26)



## 2 消防力の整備指針等



# 消防力の整備指針とは

## 1 意義

- (1) 市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域において、消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めるもの
- (2) 消防力について国が全国的に適用される共通の基準を示すことで、消防責任を担う市町村が的確にその役割を果たすことができるようにするもの
- (3) 市町村は、消防力の整備指針に基づく数値をもとに、地域の実情を加味して自ら消防施設や人員についての基準数値を決定し、計画的に整備を推進する。

## 2 法的性質

消防組織法第37条「消防庁長官は、必要に応じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に対して助言を与え、勧告し、又は指導を行うことができる。」に基づき制定。

## 3 主な消防施設及び人員の算定基準

### <消防施設>

- 消防署及び出張所

- ：市街地→人口、地域特性を勘案した数

- ：市街地以外→地域の実情に応じた数

- 消防ポンプ自動車

- ：市街地及び準市街地→人口、地域特性を勘案した数

- ：市街地及び準市街地以外→地域の実情に応じた数

- はしご自動車：管轄区域内に中高層建築物が一定以上存する消防署の数

- 化学消防車：危険物施設の数及び危険物の最大貯蔵・取扱量に応じた数

- 救助工作車：消防署の数、地域特性等を考慮した数

- 救急自動車：人口、救急業務に係る出動の状況等を勘案した数

- 指揮車：消防署の数、地域特性を勘案した数

- 非常用消防自動車等：人口を基準として算定し、地域の実情に応じた数

## <人員>

- 消防隊の隊員（消防ポンプ自動車、はしご自動車、化学消防車）
  - ：市街地に設置した署所 → 1台あたり5人(必要な条件を満たせば4人)
  - ：市街地以外に設置した署所 → 1台あたり市町村の判断による人数（3人可）
- 救助隊の隊員（救助工作車）：1台あたり5人
- 救急隊の隊員（救急自動車）：1台あたり3人
- 指揮隊の隊員（指揮車）：1台あたり3人以上(一部の消防署は4人以上)
- 予防要員：特定・非特定防火対象物、一戸建て住宅及び危険物施の数等を基準として算出し、事務執行体制等を勘案とした数（人口10万人の標準団体で17人）
- 通信員：人口を基準して算出し、通信指令体制等を勘案した数
- 消防団員：消防団の業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じて必要な数

## 4 兼務及び乗換運用

### <兼務運用>

- 救急・火災の発生状況等一定の条件下において消防隊と救急隊の隊員の兼務可
- 共同住宅の立入検査、一戸建て住宅に対する防火指導業務行う予防要員の一定数を警防要員が兼務可

### <乗換運用>

消防隊の隊員は、火災の鎮圧等に支障のない範囲で、運用する複数の消防用自動車等について、車両を乗り換えて運用することが想定されており、当該乗換えの目安については、消防庁長官が、消防本部の規模及び消防用自動車等の保有状況を勘案して定める。

### 3 消防の広域化



# 市町村の消防の広域化の推進

## 1 消防を取り巻く環境の変化

- 災害の多様化・大規模化
- 救急等に関する住民ニーズの変化
- 少子高齢社会、人口減少時代に突入

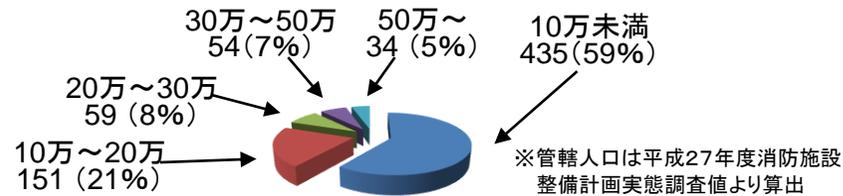
- ◎ 消防を取り巻く環境の変化に的確に対応する必要性
- ◎ 消防体制の確立や消防力の拡充のため、広域化は重要

## 2 消防本部の現状

- 平成6年以降、市町村の消防の広域化を推進
- 市町村合併の進展とともに、消防本部数は一定程度減少

平成3年 936 → 平成6年 931 → 平成18年 811 → 平成28年 733  
(各年4月1日の数値。ただし、平成3年は10月1日の数値)

- 管轄人口10万未満の小規模な消防本部が未だ多数存在



## 3 広域化の実績(平成28年4月1日現在)

- 実績:平成18年消防組織法改正以降、48地域で広域化が実現

- ※例
- ① 奈良県広域消防組合 (管轄人口約91万人)  
平成26年4月1日に11消防本部(37市町村)が広域化
  - ② 埼玉西部消防局 (管轄人口約78万人)  
平成25年4月1日に4消防本部(5市)が広域化

## 4 現行の消防の広域化の推進スキーム

- 平成18年6月 「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行
- 平成18年7月 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示
  - ・消防本部の規模の目標は、おおむね30万以上とすることが適当。
  - ・平成24年度までを目途に広域化を実現。

- 平成25年4月1日「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正
  - ・消防の広域化の期限を平成30年4月1日まで延長
  - ・消防本部の規模の目標を、おおむね30万以上から、地域の実情を十分考慮することへ
  - ・国及び都道府県の支援を集中的に実施する「消防広域化重点地域」の枠組みを創設

## 5 重点地域の指定について

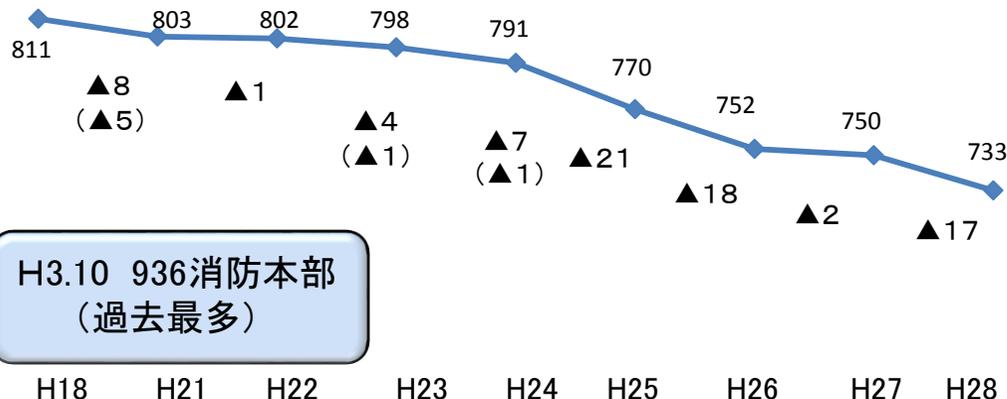
- 重点地域の指定は、市町村の消防の現況及び将来の見通し、市町村の意見、その他地域の実情を勘案して、都道府県知事はその判断により行うもの(平成25年4月1日付 消防消第70号 長官通知)
  - 重点地域の指定の対象となる地域は次のとおり(基本指針)
    - ① 「今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域」
    - ② 「広域化の気運が高い地域」
- 消防の広域化推進期限(平成30年4月1日)に向け、広域化の推進に一層取り組まれるよう都道府県知事へ要請。(平成27年4月27日付 消防消第91号 次長通知)

## 6 消防庁の今後の取組

- 消防広域化推進アドバイザーの派遣について、要望に応じて派遣を展開
- 消防広域化マニュアル、事例集を積極的に広報し、普及を促進
- 消防広域化重点地域に対して、消防の広域化に必要な経費等について重点的に財政支援

# 消防本部の現況

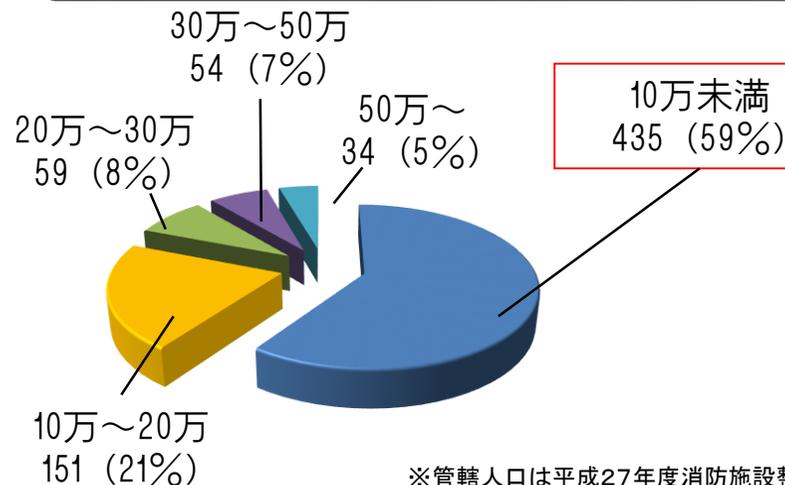
## 消防本部数の推移



H3.10 936消防本部  
(過去最多)

- ※ 各年とも4月1日時点の消防本部数
- ※ 市町村合併により減少した消防本部数は()に記載

## 管轄人口規模別本部数(全体733)



※管轄人口は平成27年度消防施設整備計画実態調査値より算出

## 管轄人口が10万未満の消防本部の現状

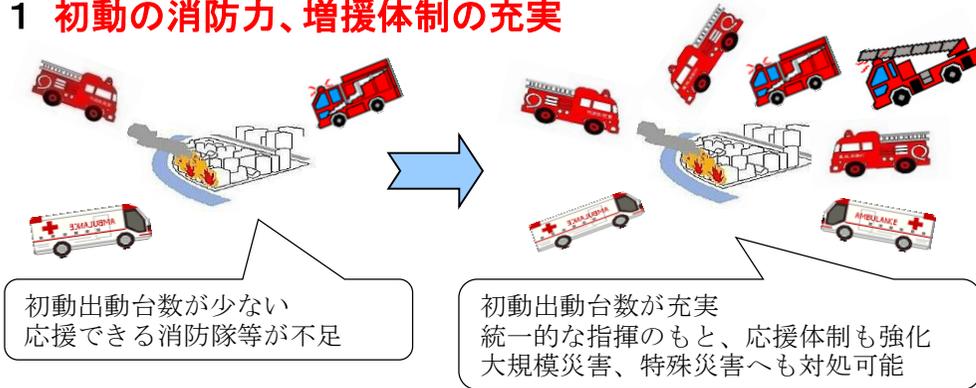
管轄人口規模	本部数		管轄人口 (平均)		職員定数 (平均)	
	H18.4	H27.4	H18.4	H27.4	H18.4	H27.4
～1万未満	11	15	6,594	7,077	26	31
1万～2万未満	30	29	16,196	16,282	45	53
2万～3万未満	64	68	25,639	25,090	56	62
3万～4万未満	82	76	34,980	34,996	62	75
4万～5万未満	70	52	44,786	45,123	82	82
5万～10万未満	230	211	71,868	72,850	107	118

- ※ 全国消防長会「消防現勢」に基づく平成27年4月1日現在の数値を用いて算出
- ※ 消防費の単位費用において標準団体は、人口10万あたり職員数129人

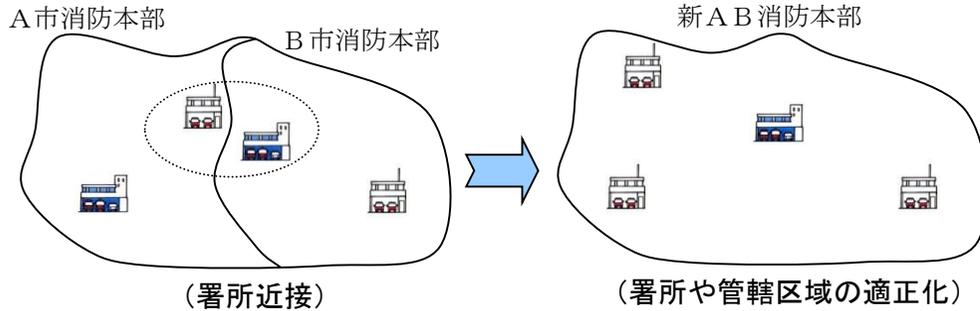
# 広域化により期待できるメリット

## ① 住民サービスの向上

### 1 初動の消防力、増援体制の充実



### 2 現場到着時間の短縮



### <初動の消防力、増援体制の充実及び現場到着時間の短縮の例>

- 災害現場への迅速な増援が可能となった。(北はりま消防本部)
- 第1出動体制ではしご車を出動させることができなかった地域に、はしご車を出動させることができるようになった。(埼玉東部消防組合消防局)
- 第1出動体制で消防車両が5台出動していた地域に7台出動させることが可能となった。(宇部・山陽小野田消防局)
- 構成市の隣接地域で発生した災害現場への到着時間の短縮が図られた。(砺波地域消防組合消防本部)
- 救急自動車の現場到着時間が短縮され、広域化前に発生していた全車出動による救急自動車の不在状態が解消された。(埼玉西部消防局)

## (例)小田原市消防本部における広域化前後の効果の実例

### ○火災初動対応(第一出動)時の広域化前後の出動車両数 比較

火災発生地	出動車両台数	
	ポンプ車等	
	広域化前	広域化後
松田町神山地区(建物火災)	6	10
小田原市曾比地区(その他火災)	6	10
小田原市栢山地区(建物火災)	6	10
南足柄市塚原地区(建物火災)	6	10

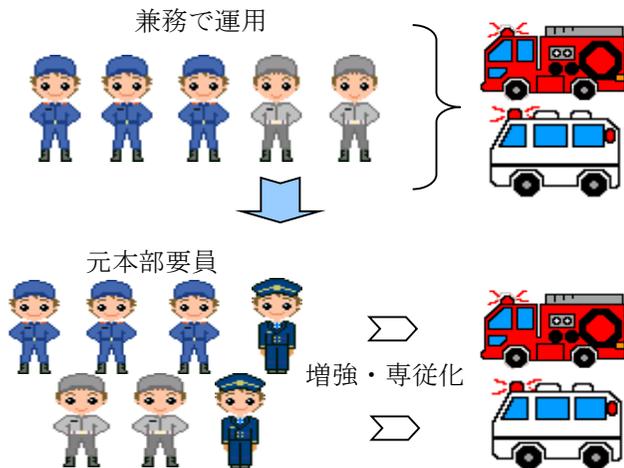
### ○救急出動における広域化前後の現場到着時間比較 (平成25年4~8月期)

(単位 分:秒)

地区名	H24年(広域化前) 平均所要時間 <覚知~到着>	H25年(広域化後) 平均所要時間 <覚知~到着>	時間短縮効果
小田原市小竹	12:11	7:20	△4:51
小田原市小船	11:27	8:41	△2:46
小田原市沼代	11:10	9:18	△1:53
小田原市北ノ窪	7:33	6:32	△1:01
大井町上大井	10:44	8:54	△1:51
大井町西大井	10:18	8:05	△2:13

## ② 人員配備の効率化と充実

### 1 現場要員の増強



### 2 予防業務・救急業務の高度化・専門化



火災原因調査専従員の育成



査察・違反処理専門員の育成



救急救命士の育成

### (例) 佐賀広域消防局(佐賀県)

消防の広域化に併せて署所を新設し、消防力の拡充を行った例



神埼消防署吉野ヶ里出張所を新設（平成27年2月運用開始）  
広域化による財政支援及び人員配備の効率化により、出張所を新設

### (例) 奈良県広域消防組合消防本部

○ 消防通信指令業務、本部機能の統合による現場等への人員再配置効果

(広域化前)	11消防本部体制	広域化	平成33年度体制		人員の再配置効果
			本部要員	通信指令要員	
本部要員	276名	→	120名	△156	△210
通信指令要員	94名		40名	△54	

### <現場要員の増強や予防業務・救急業務の高度化・専門化の例>

- 管轄人口が中核市規模となったことを踏まえ高度救助隊を発足させることができた。(小田原市消防本部)
- 本部機能の統合により警防要員を増員し、新たに指揮隊を2隊配備することができた。(宇部・山陽小野田消防局)
- 非常備消防であった舟橋村に分遣所が整備され、平成26年10月運用開始。(富山県東部消防組合消防本部)

### ③ 消防体制の基盤の強化

#### 1 高度な消防設備、施設等の整備



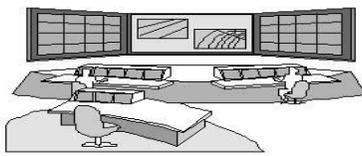
必要最小限の車両を整備



特殊車両等を計画的に増強整備可能

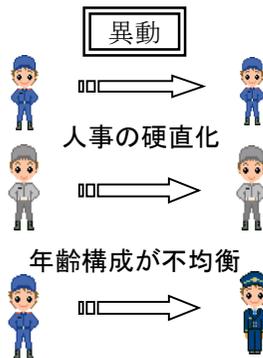


個別に小規模な設備を整備



高機能な設備を一元的に整備可能

#### 2 適切な人事ローテーションによる組織の活性化



専門性を高めながら職員の総合能力が向上

#### <高度な消防設備、施設等の整備及び組織の活性化の例>

- 職員の長期間の派遣、研修受講等の人員確保が容易になり、職員の資質向上が図られるようになった。(置賜広域行政事務組合消防本部)
- 重複投資の回避による経費節減が図られ、財政規模が拡大したことにより高度な施設等を計画的に整備できるようになった。(東近江行政組合消防本部)
- ネットワークの構築(人事給与、財務会計、文書管理システム及びグループウェア)により、事務の効率化が図られた。(泉州南広域消防本部)

#### (例)北はりま消防本部(兵庫県)

##### ○高機能消防指令センター

広域化前の3本部がそれぞれ消防指令センター(装置)を整備した場合、その見積額の合計は11億4千万円であった。

それが、広域化によって5億8千万円(見積額)で、より高機能な消防指令センター(装置)を整備することが可能となった。

さらに、国の財政措置を活用することでより支出を抑えることが可能。



#### (例)埼玉東部消防組合消防局(埼玉県)

##### ○ 人事ローテーションによる組織の活性化

旧本部単位では異動先が少なく、人事の硬直化が課題であったが、広域化後、異動先が増えたことにより組織の活性化が図れた。

#### (例)宇部・山陽小野田消防局(山口県)

##### ○ 派遣研修の充実

広域化により人員確保が容易になり、消防大学校及び県消防学校への職員の派遣が可能となった。

# 人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会

## 1 趣旨・目的

我が国は、既に人口減少局面に突入しており、人口減少は、地域によっては、地域社会の様々な基盤の維持を困難としつつある。しかし、人口減少社会においても、多様化・複雑化する災害、事故に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守るという消防の責務を十分に果たすべく、今後も消防力の維持、確保が不可欠である。

これらを踏まえ、消防の現状と今後の見通し、問題点を整理し、人口減少社会において持続可能な消防体制を確保するための方策の検討を行うため、検討会を開催する。

## 2 検討項目

- (1)人口減少が消防に与える影響
- (2)持続可能な消防体制を確保するために取り組むべき課題
- (3)小規模な消防本部の抱える課題と今後の見通し
- (4)持続可能な消防体制の確保の手段
- (5)持続可能な消防体制を確保するための推進方策

## 3 検討経過

- |        |           |
|--------|-----------|
| 第1回検討会 | H27.8.3   |
| 第2回検討会 | H27.10.5  |
| 第3回検討会 | H27.11.20 |
| 第4回検討会 | H28.1.19  |
| 第5回検討会 | H28.2.18  |



## 4 委員

- ・秋本敏文 日本消防協会会長
- ・板垣淑子 NHK放送大型企画開発センターチーフプロデューサー
- ・小笠原克也 山梨県東山梨行政事務組合東山梨消防本部消防長
- ・小西砂千夫 関西学院大学人間福祉学部・大学院経済学研究科教授
- ・小林恭一 東京理科大学総合研究院教授
- ・坂本哲也 帝京大学医学部教授
- ・杉本栄一 京都府京都市消防局長
- ・高島眞治 香川県高松市消防局長
- ・高橋淳 全国消防長会会長
- ・辻琢也 一橋大学大学院法学研究科教授
- ・寺本光嘉 和歌山県紀美野町町長
- ・外岡達朗 静岡県危機管理監
- ・山口伸樹 茨城県笠間市市長
- ・吉井博明 東京経済大学名誉教授(座長)

# 消防の広域化と消防機関間の柔軟な連携・協力等の推進のイメージ

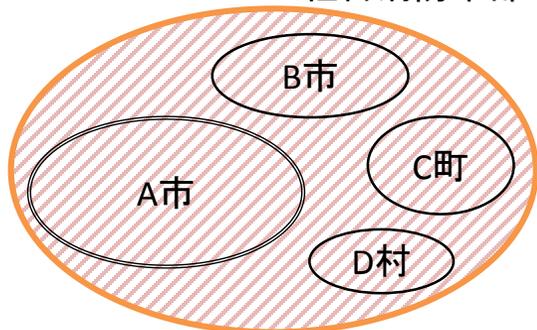
## 消防の広域化の効果

- ①部隊の規模や配備数の増強
- ②署所の適正配置
- ③特殊車両の配備
- ④災害情報の一元的な管理による部隊の広域的かつ弾力的な運用
- ⑤予防業務の高度化
- ⑥人事ローテーションの円滑化
- ⑦研修機会の増加

等

## 消防の広域化

X組合消防本部



消防庁

基本指針の策定

都道府県

消防体制の整備・確立のための方針

## 消防機関間の柔軟な連携・協力

## 消防機関間の柔軟な連携・協力

○「柔軟な連携・協力」

複数の消防機関の間で消防業務のうち一部の業務ごとにその業務の性質に応じて具体的な連携・協力等の手法を選択

《例》

○指令の共同運用

○機能強化を図るための消防用車両等の共同整備

○境界付近等における消防署所等の共同設置

⇒ 災害対応力の強化(広域化の効果の①～④)について、広域化と同等の効果を発揮するもの

Y圏域

